

3.4 所得から差し引かれる金額について

- 13 「社会保険料控除」…健康保険、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険、雇用保険の労働保険、厚生年金保険などの保険料です。
- 14 「小規模企業共済等掛金控除」…令和5年中に支払った、中小企業基盤整備機構と契約した共済契約(旧第2種共済契約を除く)に基づく掛金、企業型(個人型)年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金が控除されます。(証明書が必要)ただし、給与所得者が年末調整の際に給与所得から控除を受けた掛金については必要ありません。
- 15 「生命保険料控除」…次のものが該当し、生命保険料と個人年金保険料は平成23年12月31日までに保険会社等と保険契約を締結したものの(旧契約)と、平成24年1月1日以後に締結したものの(新契約)で控除額が異なります。
・生命保険料:生命保険、簡易保険、農協の生命共済などです。
・個人年金保険料:年金の給付を目的とする個人年金保険契約に基づいて所得者本人が支払った保険料です。
・介護医療保険料:介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする契約等に基づいて支払った保険料です。
- 16 「地震保険料控除」…地震等損害部分に係る損害保険・火災保険・火災共済などです。「信用保険」、「自動車損害賠償責任保険」などは対象にはなりません。支払った保険料の金額に関係なく領収書が必要です。
- 17 「寡婦控除」…ひとり親控除に該当しない人で、次の3つの全てに当てはまる人が該当します。
・所得が500万円以下である
・夫と死別した後再婚していない、または、夫と離婚し再婚しておらず扶養親族を有する
・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない
- 18 「ひとり親控除」…令和5年12月31日現在婚姻していないことまたは配偶者の生死の明らかでない人のうち、次の3つの全てに当てはまる人が該当します。
・所得が500万円以下である
・生計を一にする子がいる
・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない
- 19 「勤労学生控除」…令和5年12月31日現在大学などの学生で所得が75万円以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下である人が該当します。
- 20 「障害者控除」…令和5年12月31日現在あなた、あるいは、あなたの同一生計配偶者や扶養親族(扶養控除の対象となった人に限ります)が障害者である場合は、その人の氏名、個人番号等を書いてください。障害の程度が1級または2級の場合は特別障害者ですから、氏名を○印でかこんでください。
- 21 「配偶者控除・同一生計配偶者」…生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族または事業専従者を除く。)の合計所得がないか、あっても48万円以下の場合は、配偶者の氏名、個人番号等を書いてください。
昭和29年1月1日以前に生まれた人…老人控除配偶者にあたりません。
あなたの前年の合計所得金額から裏面の区分に応じた金額を控除します。
※あなたの前年の合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除に該当しません。同一生計配偶者の区分の□に印を付けてください。
- 22 「配偶者特別控除」…生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族または事業専従者を除く。)を有する人で前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合は、配偶者の氏名、個人番号等を書いてください。あなたの前年の合計所得金額から裏面の区分に応じた金額を控除します。
- 23 「扶養控除」…令和5年12月31日現在(年中途中で死亡した入の場合は死亡当時)控除対象扶養親族(平成20年1月1日までに生まれた人)で、所得がないか、あっても48万円以下の場合は氏名、個人番号等を書いてください。このうち昭和29年1月1日以前に生まれた人は老人扶養親族、平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた人は特定扶養親族にあたります。配偶者や事業専従者は該当しません。なお、平成20年1月2日以降に生まれた人がいる場合は「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄に書いてください。
- 24 「基礎控除」…あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除されます。
- 25 「13から24までの計」…13から24の合計額を書いてください。
- 26 「雑損控除」…火災や盗難などで住宅や家財などの資産に損害を受けたり、雪おろし費用等災害関連の支出をした場合に控除されます。(証明書が必要)
- 27 「医療費控除」…あなたやあなたと生計を一にする人のために支払った医療費がある場合に控除されます。控除額は200万円が限度です。医療費控除の特例の適用を受ける場合は、控除額は88,000円が限度です。「医療費控除の明細書」を添付してください。
- 28 「合計」…25から27の合計額を書いてください。

※所得から差し引かれる金額については、裏面もご覧ください。

令和6年度町民税・県民税の申告書の書き方

□申告書は、町・県民税を計算する資料になりますので、記入するときはこの「書き方」をよくお読みになって必要事項を記入してください。
□所得税の確定申告を行った場合は、あらためて町・県民税の申告をする必要はありません。
□町・県民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合は、寄附先から発行された領収書等を添付して町へ申告してください。
□この「書き方」は、申告書の様式にしたがって一般的なことから説明してあります。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

氏名(フリガナ)、生年月日、現住所、電話番号、職業、世帯主、続柄、個人番号を記入してください。

令和 6 年度分 市 町 村 民 税 申告書 表

整理番号

現住所 小川町大字〇〇123-45番地

1月1日現在の住所 同上

フリガナ オガワ タロウ

氏名 小川 太郎

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

出生年月日 昭和36年3月4日

世帯主の氏名 小川太郎

続柄 本人

住所コード 6 2 17

行政区コード

納税コード

世帯コード

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	支払った保険料	50,000円
国民健康保険		50,000円
合計		50,000円
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	19,000円
旧生命保険料の計		13,000円
介護医療保険料の計		10,000円
16 地震保険料控除	地震保険料の計	24,000円
旧長期損害保険料の計		
17-18 障害者控除	障害の程度	1級
19-21 配偶者控除・同一生計配偶者	氏名	小川 花子
出生年月日	昭和44.7.12	
合計所得金額	47,750円	
22-24 扶養控除	氏名	小川 ハナ
出生年月日	平14.3.24	
合計所得金額	45万円	
25-27 合計		

収入金額等

1 収入金額等	事業 営業等	ア	3,000,000円
	農業	イ	
	不動産	ウ	100,000円
	利子	エ	
	配当	オ	120,000円
	給与	カ	678,000円
	公的年金等	キ	1,000,000円
	雑業務	ク	
	その他	ケ	400,000円
	短期	コ	
	長期	サ	
	一時	シ	
2 所得金額	事業 営業等	①	700,000円
	農業	②	
	不動産	③	100,000円
	利子	④	
	配当	⑤	120,000円
	給与	⑥	28,000円
	公的年金等	⑦	400,000円
	雑業務	⑧	
	その他	⑨	100,000円
	合計	⑩	500,000円
	総合譲渡一時	⑪	
	合計	⑫	1,448,000円
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13	50,000円
	小規模企業共済等掛金控除	14	
	生命保険料控除	15	40,000円
	地震保険料控除	16	10,000円
	寡婦、ひとり親控除	17-18	
	勤労学生、障害者控除	19-21	330,000円
	配偶者(特別)控除	21-22	450,000円
	扶養控除	23	430,000円
	基礎控除	24	1,310,000円
	13から24までの計	25	227,600円
	雑損控除	26	
	医療費控除	27	227,600円
	合計(※+⑫+27)	28	1,537,600円

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

備考

収入なしの申告をする場合には備考欄に「収入なし」と記入してください。

表

1 収入金額等、2 所得金額について

- 1 ア 「営業等」…卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工、漁業などの事業から生ずる金額です。
- 1 イ 「農業」…野菜、果樹などの栽培、農産物の生産、農家が兼営する家畜、家さんなどの飼育、酪農物の生産などの事業から生ずる金額です。
- 1 ウ 「不動産」…貸家、アパート、貸宅地、小作料などの家賃や地代による金額です。
- 1 エ 「利子」…公社債及び預貯金の利子などの金額です。
- 1 オ 「配当」…利益の配当、剰余金の分配、特定株式の収益の分配、私募証券投資信託の収益の分配、一般外貨建証券投資信託の収益の分配などの金額です。
- 1 カ 「給与」…給料、賃金、賞与などの金額です。また、農閑期等を利用して勤めに出た人の賃金も「給与」に入ります。勤務先から「令和5年分給与所得の源泉徴収票」をもらった人は、申告書に添付してください。
※2⑥は所得金額調整控除後の金額を書いてください。
- 1 キ 「雑(公的年金等)」…年金、恩給、国民年金、厚生年金、公務員の共済年金などの公的年金の金額です。
- 1 ク 「雑(業務)」…原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引などの金額です。
- 1 ケ 「雑(その他)」…生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金など他の所得に当てはまらない金額です。
- 1 コ 「総合譲渡」…機械、特許権、ゴルフ会員権、競走馬、書画、こつとう、貴金属などの資産の譲渡による金額です。
・土地建物などの譲渡所得がある場合は『分離課税等用の申告書』を併せてご利用ください。
- 1 サ 「譲渡した資産の保有期間が5年以内のものは「短期」、5年をこえるものは「長期」となります。
- 1 シ 「一時」…懸賞の賞金品、生命保険金など一時的な性質の金額です。

※公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表については、裏面もご覧ください。

◎給与の所得額算出表

給与等の収入金額(税込)=A	給与所得の金額
～550,999円	0円
551,000～1,618,999円	A-550,000円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000～1,799,999円	A÷4(千円未満の端数切捨て)×2.4+100,000円
1,800,000～3,599,999円	B×2.8-80,000円
3,600,000～6,599,999円	B×3.2-440,000円
6,600,000～8,499,999円	A×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	A-1,950,000円

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

- ◎所得金額調整控除
- 次の(1)(2)のいずれか、または両方に該当する場合、それぞれの算式により計算した金額の合計(C+D)を給与の所得額算出表で算出した金額から控除します。
- (1)給与等の収入金額が850万円を超えており、以下のいずれかに該当する人
・申告者自身が特別障害者に該当する
・同一生計配偶者または扶養親族のいずれかが特別障害者
・23歳未満の扶養親族がいる
(給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円)×0.1…C
- (2)給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える人
給与所得控除後の給与等の金額(※)+公的年金等の雑所得の金額(※)-10万円…D
※10万円超の場合は10万円
- ※(1)で計算したCの金額がある場合で、次のいずれかに該当する人がいるときは、申告書裏面の「16所得金額調整控除に関する事項」に、それらの人の氏名等を記入してください。
・控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の対象とならない特別障害者又は23歳未満の扶養親族がいる
・他の人の扶養親族とされている配偶者(特別)控除の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者に該当する人がいる

令和6年度町民税・県民税の申告書の書き方

裏

○公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(税込)＝A	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
昭和34年1月2日以後に生まれた方(65歳未満)	～1,299,999円	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
	1,300,000～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)	～3,299,999円	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
	3,300,000～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

●所得から差し引かれる金額

⑮生命保険料控除計算方法	支払金額		控除額		
	新契約	旧契約	新契約	旧契約	
⑮生命保険料控除計算方法	12,000円以下のとき		全額		
	12,000円超32,000円以下のとき		支払金額の1/2+6,000円		
	32,000円超56,000円以下のとき		支払金額の1/4+14,000円		
	56,000円超のとき		28,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)					
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)					
⑯地震保険料控除計算方法	支払った保険料の区分		支払った保険料の金額の合計額		
	①支払った保険料が地震保険料の場合		保険料控除額		
	イ 支払った地震保険料の金額の合計額が50,000円以下の場合		支払った保険料の金額の合計額×1/2		
	ロ 支払った地震保険料の金額の合計額が50,001円以上の場合		一律に25,000円		
②支払った保険料が旧長期損害保険料の場合		保険料控除額			
イ 支払った損害保険料の金額の合計額が5,000円以下の場合		支払った保険料の全額			
ロ 支払った損害保険料の金額の合計額が5,001円から15,000円までの場合		支払った保険料の金額の合計額×1/2+2,500円			
ハ 支払った損害保険料の金額の合計額が15,001円以上の場合		一律に10,000円			
③支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方である場合		イ 地震保険料について①により求めた金額と、旧長期損害保険料について②により求めた金額との合計額		その合計額の全額(最高25,000円)	
控除の種類	控除額		控除の種類	控除額	
⑰専属	260,000円		⑳雑損	A 実質損失額－総所得金額等の合計額×10%	
⑱ひとり親	300,000円			B 実質損失額のうち災害関連支出の金額－5万円	
㉑勤労学生	260,000円			上記A・Bのいずれか多い金額	
㉒障害者	特別障害者300,000円、同居特別障害者530,000円 その他の障害者260,000円		㉓医療費	医療費の実質負担額－総所得金額等×5%(ただし、100,000円を超える場合には、100,000円)	
㉔扶養	扶養控除額			医療費控除の特例の適用を受ける場合には、特定一般用医薬品等購入費－12,000円(ただし、88,000円を超える場合には、88,000円)	
	一般の扶養親族			330,000円	
	特定扶養親族			450,000円	
㉕基礎	納税者本人の所得金額		同居老親等以外の者		
	2,400万円以下		同居老親等		
㉖配偶者	納税者本人の所得金額		900万円以下		
	一般		900万円超950万円以下		
	330,000円		950万円超1,000万円以下		
	老人		220,000円		
㉗配偶者特別	納税者本人の所得金額		900万円以下		
	480,001～950,000円		900万円超950万円以下		
	950,001～1,000,000円		950万円超1,000万円以下		
	1,000,001～1,050,000円		330,000円		
	1,050,001～1,100,000円		330,000円		
	1,100,001～1,150,000円		220,000円		
	1,150,001～1,200,000円		210,000円		
	1,200,001～1,250,000円		210,000円		
	1,250,001～1,300,000円		180,000円		
	1,300,001～1,330,000円		140,000円		
			70,000円		
		60,000円			
		40,000円			
		40,000円			
		20,000円			
		10,000円			

●申告しなければならない方。
 令和6年1月1日現在に小川町に住所のある人で
 (1)令和5年中に営業、農業、配当、不動産、譲渡などの各種所得があった場合です。
 (2)給与所得者は通常の場合は申告する必要はありませんが、次のような場合は申告してください。
 (イ)給与所得のほかに「地代、家賃、配当、農業」等給与以外の所得がある場合。
 (ロ)給与所得のみの人でも事業主が「給与支払報告書」を提出しない場合。
 (ハ)雑損控除および医療費控除をうけようとする場合。
 ●寄附金税額控除を受けるには、前年中に行った寄附金について、寄附先から発行された領収書等を添付して、税務署に所得税の確定申告をしてください。
 ●申告をしないと雑損、医療費、社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等)、生命保険料、地震保険料などの所得控除が受けられない場合があります。
 ●雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除については「領収書または証明書」などの提示をしてください。なお、国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払いをした旨を証する書類を添付又は提示してください。

●所得税(国税)の確定申告書を提出した方は、町・県民税および事業税の申告をする必要はありません。
 ※給与所得者で確定申告をしなければならない人
 給与所得者は大部分の人は申告する必要はありません。しかし、令和5年分の各種の所得金額の合計額から配偶者、扶養、基礎控除およびその他の所得控除を差し引き、その金額を基として算出した税額が配当控除および年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除よりも多い人で次のいずれかにあたる人は申告をしなければなりません。
 (イ)令和5年分の給与の収入金額が2,000万円をこえる人。
 (ロ)給与所得者で給与以外の各種所得金額の合計額が20万円をこえる人。
 (ハ)同族会社の役員やその他の親族などで、その会社から受ける給与のほかに貸付金の利子および不動産の貸付料等の収入のある人。
 ●申告に際しては、マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カード(住所・氏名に変更がないか、正しく変更手続きが行われているものに限る)もしくはマイナンバーが記載された住民票の写し等と運転免許証等顔写真身分証明書を持参の上、所得者本人が申告受付にきてください。やむをえず代理の方が申告にみえる場合は所得が証明できるよう収入金額や必要経費など必要事項を申告書へ記入してください。

申告書 裏面の記載について

表面の **1 収入金額等、2 所得金額** に記載がある場合や、該当する項目がある場合に記入してください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等				円	
合計				円	
勤務先所在地				円	
勤務先名				円	
電話番号				円	

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業	〇〇町	3,000,000 円	2,300,000 円	円
不動産	〇〇市	100,000	0	
※事業所得等がある場合には「収支内訳書」を添付してください。				

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
上場株式等配当	〇〇銀行	R5・10	120,000 円	0 円
国外株式等に係る外国所得税額				

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	〇〇生命保険	400,000 円	300,000 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額		必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
	短期	長期	円	円	円	円
一時						ハ
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右の二の金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。						ニ 合計イ+(ロ+ハ)×1/2

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(円)
1				
2				
3				

所得税における青色申告の承認の有無: 承認あり・承認なし 合計額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
前年中の閉業業	開始・廃止 月 日
□ 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	生年月日	住所
1			
2			
3			

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
住所地の共同基金、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(ニ)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	住所	生年月日	特別障害者に該当する場合	紙歴	別居の場合の住所
1						
2						
3						